

# 使用料の適正化に関する基本方針

平成31年3月

裾野市

## 目 次

### I 基本的な考え方

- I-1 使用料算定基準の必要性 . . . . . 1
- I-2 受益者負担の基本的な考え方 . . . . . 1
- I-3 コスト縮減の取り組み . . . . . 2
- I-4 設定基準の適用時期 . . . . . 2

### II 使用料の設定の考え方と算出方法

- II-1 使用料の設定の考え方 . . . . . 3
- II-2 使用料の原価に算入する経費 . . . . . 4
- II-3 使用料基準額の算出 . . . . . 5
- II-4 性質別分類と負担割合 . . . . . 6

### III 使用料設定の運用基準

- III-1 改定限度額の算定 . . . . . 7
- III-2 改定標準額の算定 . . . . . 7
- III-3 改定料金案 . . . . . 7

## I 基本的な考え方

### I-1 使用料算定基準の必要性

本市における公の施設の使用料については、地方自治法第225条の規定に基づき、それぞれの条例で額を定め利用者から徴収している。

しかし、使用料の設定に関する基準は無いため、類似施設の料金を参考にするなど施設ごとに使用料を設定してきた。また、定期的な改定もされずにいる。

平成26年度裾野市行政改革推進委員会の意見書においては、利用者と非利用者間の公平性などの視点から使用料についての統一的、標準的な基準を設定することが望ましいと指摘されている。

以上を踏まえ、使用料についての基本的な考え方を整理し、統一的な算定基準を定めることとし、本基本方針を策定するものである。

### I-2 受益者負担の基本的な考え方

公の施設は行政が政策目的達成のために設置するものである。その使用料は施設を利用する対価として徴収され、施設の維持管理・運営に要する経費に充てられている。

一方で、徴収した使用料だけでそれらの経費をまかなえている施設は少ない。そのため、不足する経費については公費（税金）を充当している。つまり、施設の非利用者であっても間接的に施設の維持管理・運営に要する経費を負担していることになる。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、受益者負担の原則に基づき、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するような一定の基準が必要である。

### I-3 コスト縮減の取組

施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、常にコスト意識を持ち、近隣の類似施設や民間施設とのコスト比較を行うなど、経費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営を行わなければならない。

このため、施設の利用率など、現状の利用状況を十分把握した上で、開館日、開館時間、適正な人員配置、業務プロセス及びサービス内容等の見直しを行い、サービスの質を下げることなく、利用者に過度な負担が生じないよう低廉な使用料を追及する。

そして、より低コストで高品質のサービスを利用者に提供できるよう、P・D・C・Aのマネジメントサイクルにより継続的に見直しに努めなければならない。

### I-4 設定基準の適用時期

使用料の設定基準に基づく新使用料の適用時期は、2019年10月1日とする。

その後、3年ごとに見直しを行うこととする。(次回：2023年4月)

使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を行うとともに、説明責任を果たすよう努めるものとする。

- ※ 3年ごとに行なうことを原則とするが、施設の大規模改修等を行った場合には、速やかに反映させることとする。
- ※ 消費税の改定時には、消費税分を転嫁する。
- ※ 2019年10月1日の改定にあっては、減額の見直しは行わない。

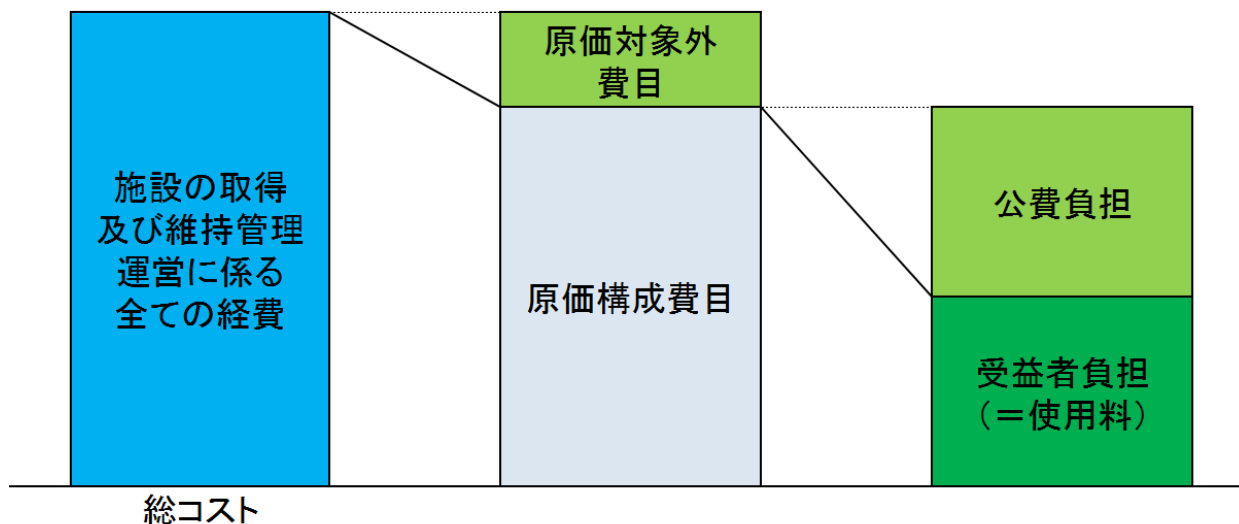
## Ⅱ 使用料の設定の考え方と算出方法

### Ⅱ-1 使用料の設定の考え方

公の施設の使用料を設定する際には、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準が必要である。

使用料の設定の基準は、下記の概念図のとおり、施設の取得及び維持管理運営に係る全ての経費を原価構成費目と原価対象外費目に分け、原価構成費目部分に受益者負担割合を掛けるものとする。

【使用料設定基準の概念図】



## Ⅱ-2 使用料の原価に算入する経費

公の施設に関する経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費がある。このため、使用料を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要がある。

### 【原価構成費目】

| 費目           | 内容                                     |  |
|--------------|--|--|
| 施設の管理運営に係る経費 | 人件費                                    | 受付、許可、使用料の徴収、保守点検等に関する契約事務等                    |
|              | 物件費                                    | 光熱水費、施設・設備保守点検委託費、借地料、修繕費、備品・消耗品費、通信運搬費、指定管理料等 |
| 施設の取得に係る経費   | 直近年度の固定資産台帳に記載されている減価償却費とする ※大規模改修費も含む |  |

※借地を購入した場合の対応は別途協議する。

### 【原価対象外費目】

| 費目     | 内容                            |
|--------|-------------------------------|
| 土地取得費用 | 土地は、原価が将来にわたり資産価値が残ることから適切でない |
| 臨時的経費  | 一時的・臨時的に要した経費                 |

### Ⅱ-3 使用料基準額の算出

使用料の基準額は原則として、次の基本的な考え方により算出する。

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

- ◆会議室・ホール等（一定区画）の貸室を利用する場合  
（文化センター、体育館ホール等）

$$1 \text{ 室あたりの使用料} = 1 \text{ 室あたりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

#### 【算出方法】

《1室あたりの原価》

1㎡あたりの時間原価 × 利用面積 × 利用時間

《1㎡あたりの時間原価》

施設全体の原価 ÷ 貸出全体面積 ÷ 年間開館時間

- ◆文化施設・スポーツ施設（個人利用）等を利用する場合  
（富士山資料館、体育館個人利用等）

$$1 \text{ 人あたりの使用料} = 1 \text{ 人あたりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

#### 【算出方法】

《1人あたりの原価》

原価 ÷ 年間受益者（利用者）数

## Ⅱ-4 性質別分類と負担割合

行政サービスとして提供する公の施設は、公園・福祉施設など市民に必要な施設である。その中には、市場原理により民間によるサービスが提供されにくい施設から、浴場・スポーツ施設の運営など、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在している。

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、すべての施設において、一律に受益者負担の原則を適用することは難しいことから、各施設におけるサービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとする。

| 区 分            | 内 容  | 性質別<br>負担割合       |                      |
|----------------|--|-------------------|----------------------|
|                |  | 公費<br>負担割合<br>(税) | 受益者<br>負担割合<br>(使用料) |
| 全面的に公費で負担するもの  | ・ 全市民が対象であり、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス   | 100               | 0                    |
| 公費と受益者で負担するもの  | ・ 全市民が対象で必要に応じて利用でき、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス<br>・ 民間等との競合性もあるサービス                  | 50                | 50                   |
| 大部分を受益者が負担するもの | ・ 一部の市民が対象であり、利用が特定されるサービス<br>・ 民間等との競合的なサービス                                  | 30                | 70                   |
| 全面的に受益者が負担するもの | ・ 特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス<br>・ 便益が特定されるサービス<br>・ 民間等と競合するサービス<br>・ 公営企業的なサービス | 0                 | 100                  |



### Ⅲ 使用料設定の運用基準

#### Ⅲ-1 改定限度額の算定（激変緩和措置）

現行料金（消費税転嫁前）と、Ⅱ-3により算出した使用料基準額に著しい差が生じた場合の激変緩和として、改定限度額を次のとおりとする。

| 現行料金                  | 改定限度額 |                      |
|-----------------------|-------|----------------------|
| 500 円以下               | 1.5 倍 | 現行料金 × 1.5 倍         |
| 500 円超<br>1,000 円以下   | 1.4 倍 | 現行料金 × 1.4 倍 + 50 円  |
| 1,000 円超<br>5,000 円以下 | 1.3 倍 | 現行料金 × 1.3 倍 + 150 円 |
| 5,000 円超              | 1.2 倍 | 現行料金 × 1.2 倍 + 650 円 |

#### Ⅲ-2 改定標準額の算定

使用料基準額と改定限度額のうち現行料金に近い額を端数整理前の改定標準額とする。

端数整理前の改定標準額が 1,000 円未満のときは 50 円単位、1,000 円以上 10,000 円未満のときは 100 円単位、10,000 円以上のときは 1,000 円単位となるよう端数を切り捨てる。

#### Ⅲ-3 改定料金案

改定標準額に消費税を転嫁した額を、原則、改定料金案とする（原則、10 円未満の端数は四捨五入）。

ただし、近隣自治体の類似施設の使用料や同様のサービスに対する使用料に対し著しい不均衡が生じる場合や、当市における同様のサービスに対する対価が施設や部署によって大きく異なる場合、その実情に応じて改定料金案を調整できるものとする。